

奈良県営水道企業管理規程第四号

水道局  
各課  
出先機関

県営水道の業務に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第三号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

附則第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

別表第三、別表第五及び別表第五の二中

課長
出先機関の長

課長
室長
参事
出先機関の長

を

--	--	--

に改める。

